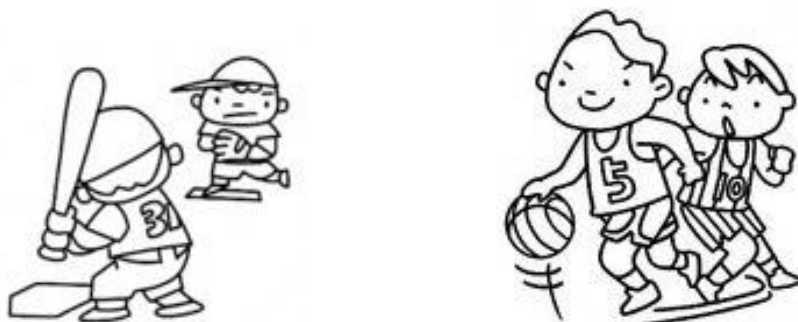


柏崎市立中学校 部活動ガイドライン



平成31年（2019年）4月

柏崎市教育委員会

目次

1	部活動ガイドライン策定の経過と趣旨	1
2	部活動の意義	1
3	部活動の位置付け	1
4	部活動の基本方針	2
5	適切な休養日や活動時間の設定基準	2
	(1) 休養日の設定	
	(2) 活動時間の設定	
6	適切な部活動指導	3
	(1) 適切な部活動指導の構え	
	(2) 効果的な指導に向けて	
	(3) 体罰・ハラスメント等の禁止	
7	部活動を支える環境整備の推進	3
	(1) 学校規模に応じた部活動の設置	
	(2) 複数顧問制による運営	
	(3) 部活動指導員及び外部指導者等の活用	
	(4) 参加する大会やコンクール等の精選	
	(5) 保護者の理解と協力	
	(6) 地域スポーツ団体や文化・科学等の関係団体との連携	
	(7) 事故の未然防止に向けて	
8	活動計画及び活動実績の作成と報告	5
	(1) 年間活動計画・月間活動計画及び活動実績等の作成	
	(2) 活動実績の報告	
9	今後の取組の方針	5

1 部活動ガイドライン策定の経過と趣旨

平成30年3月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を示したことを受け、新潟県では、平成30年5月に「新潟県部活動の在り方に係る方針」を策定しました。その中で学校の設置者に対して「設置する学校に係る部活動の方針」を策定することを求めています。

このことを踏まえ、柏崎市では、設置する中学校における部活動の運営の適正化を図り、生徒の心身の健全でバランスのとれた成長や教員のワーク・ライフ・バランスの実現につながるよう、活動の日数や時間を含め総合的に部活動の在り方に係る「柏崎市立中学校部活動ガイドライン」を策定することとしました。

柏崎市では、生徒の健全な育ちと人格の完成を目指し、学校部活動（運動部、文化部）の運営について、今後、学校・地域・各種団体が一緒になって考え、適正化を図っていきます。このガイドラインはその過程として策定しています。（平成30年11月）

2 部活動の意義

心身ともに大きく成長する中学生期において、興味・関心のあるスポーツや文化的活動で、仲間とともに一つの目標に向かって取り組むことのできる部活動は、非常に教育効果の高い活動です。大会やコンクール等に向けて努力することは、困難に打ち勝とうとする強い精神力を養ったり、心・技・体を向上させたりするなど、部活動が担う役割は大きいと考えます。

また、異学年が目指す目標を一つにして集団を形成し取り組む部活動は、仲間づくりの視点からも効果的であり、コミュニケーション力の育成にも大きな役割を果たすといえます。このように、部活動の果たす役割は大きく、中学校における学校教育活動に欠かすことのできないものとなっています。

3 部活動の位置付け

中学校の部活動は、中学校学習指導要領において、以下のように位置付けられています。

○中学校学習指導要領（平成29年3月）（抜粋）

第1章総則第5 学校運営上の留意事項

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

4 部活動の基本方針

「新潟県部活動の在り方に係る方針」では、基本方針を「生徒にとっても教員にとっても魅力ある部活動」としています。この方針に基づき、柏崎市においても次の視点から取組を進め、その実現を図ります。

○ 生徒の視点から

「バランスのとれた健全な成長の確保」と「自主的、自発的な参加による部活動」

○ 教員の視点から

「ワーク・ライフ・バランスの実現」

5 適切な休養日や活動時間の設定基準

「新潟県部活動の在り方に係る方針」に則り、かつ、医科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ、文化活動時間に関する研究を踏まえた基準を参考とするとともに、柏崎市の実態を考慮しながら、以下のとおりとします。

(1) 休養日の設定

週当たり2日以上、平日1日以上、週休日等1日以上）を設けることを原則とし、年間で100日以上、少なくとも週休日等に50日以上を充てる。

- ・月曜日～金曜日に休養日を1日以上設定することを原則とする。
- ・連続する土曜日、日曜日のうち、最低1日は休養日とすることを原則とする。しかし、大会や練習試合、強化練習会等で1日以上、休養日を設けることができない場合も予想される。その場合でも、土曜日、日曜日に年間50日以上、休養日を必ず確保する。
- ・長期休業中は月曜日～日曜日の1週間に2日以上、休養日を設けることとし、可能な限り週休日を休養日とする。

(2) 活動時間の設定

1日の活動時間は、長くても平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

- ・平日の練習は長くても2時間程度、週休日等の練習は3時間程度で練習を終えることを原則とする。
- ・長期休業中は、職員の勤務時間内の3時間程度で練習を終えることとする。
※練習時間とは、用具の準備時間及び片付け時間を含む。
※大会や練習試合等は除くこととする。

6 適切な部活動指導

(1) 適切な部活動指導の構え

- ・学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる指導を行う。
- ・勝つことを重視するあまり、過重な練習を強いることなどがないようにする。
- ・生徒の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導を行う。
- ・生徒のニーズが、多様であることを踏まえ、活動運営の工夫を行う。

(2) 効果的な指導に向けて

- ・一方的な方針ではなく、生徒との意見交換等を通じてニーズや意見を把握し、生徒の健全な育ちと人格の完成を目指して各活動の目標、指導の方針を検討、設定する。
- ・生徒が自分の目標や課題、自分の役割や仲間との関係づくり等について自ら設定、理解して、その達成、解決に向けて主体的に取り組む力を育成する。
- ・生徒同士で、部活動の方向性や各自の取組姿勢等について、筋道を立てて話し合う場を設定し、目標達成や課題解決に向けて自立して取り組む力を育成する。
- ・部活動が生徒にとって総合的な人間形成の場となるよう、幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付け、それらを向上させる。
- ・生徒の目標達成に向け、科学的・効果的な練習方法を積極的に導入し、短時間で効果が得られる活動を実施する。

(3) 体罰・ハラスメント等の禁止

- ・いかなる理由があっても、指導における体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。また、体罰を行わない取組を学校全体で行う。
- ・生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ等）は、生徒や保護者の信頼を裏切る行為であり決して許されないものであるとの自覚をもち指導にあたる。
- ・個人情報の取扱については、漏洩等がないよう学校の規則に則り適切に管理する。

7 部活動を支える環境整備の推進

(1) 学校規模に応じた部活動の設置

ア 学校に設置する部

- ・校長は、各部において複数顧問制による運営が可能となる部を設置するよう努める。
- ・学校規模や生徒の実情を考慮して、設置部活動の精選を行う。

イ 設置する部の選定

- ・校長は、生徒のニーズや意見の把握に努め、保護者の意見や地域の実態、各種団体等との連携を考慮し、設置する部を選定する。

(2) 複数顧問制による運営

- ・校長は、生徒のけがや事故を未然に防止し、安全な部活動を実現するとともに、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の顧問を置く。
- ・教員の数、校務分担の状況等、学校の実態に応じて、部活動指導員等の外部指導者を活用する。
- ・校長は、複数の顧問を配置して、交替で指導できる体制を作る。

(3) 部活動指導員及び外部指導者等の活用

- ・部活動は学校教育の一環として、学校、顧問の教員により進められる教育活動であることから、部活動指導員及び外部指導者等の協力を得る場合には、相互に十分な調整を行い、情報を共有することが必要である。(学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等)
- ・柏崎市教育委員会は、生徒や教員の数、校務分担の状況といった学校の実態等に応じて、指導内容の充実、生徒の安全・安心の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、部活動指導員及び外部指導者等を任用し、学校に配置するよう努める。
- ・学校教育の一環として行う部活動の部活動指導員及び外部指導者等は、生徒に直接指導する立場であることから、適当な資質を有する者とする。

※「柏崎市部活動指導員に関する規則（仮）」については別に定める。

(4) 参加する大会やコンクール等の精選

日頃の練習の成果や目標を達成するため、各種大会に参加することは有意義なことであるが、その参加の在り方について、各学校で検討する。

ア 年間活動計画等の作成について

- ・学校教育（行事）を最優先し、参加する大会を精選した年間活動計画を作成する。
- ・遠征等についても、計画的に取り組む。

イ 生徒や保護者の負担軽減について

- ・大会や対外試合が生徒の疲労につながらないように、十分配慮するとともに、保護者の出費等、負担はできるだけ少なくするよう配慮する。

(5) 保護者の理解と協力

- ・学校は保護者に対し、部活動の意義や学校としての考え、顧問としての指導に関する基本方針を明確にする。
- ・学校は練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。
- ・保護者は部活動の意義や目的等を理解し、学校の活動方針を受けて生徒の健全な育成と自主的、自発的な部活動の充実を支援する。

(6) 地域スポーツ団体や文化・科学等の関係団体との連携

- ・学校は地域のスポーツ団体や文化・科学等の関係団体と連携し、地域における活動環境整備の推進を図る。
- ・地域は学校における部活動ガイドラインの趣旨を理解し、学校と連携をとりながら、地域における活動環境の充実を図る。

(7) 事故の未然防止に向けて

- ・緊急時に適切に対応できるよう、学校全体としての安全管理体制を整備する。
- ・救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について理解を深める取組を推進する。
- ・施設設備、用具等の定期的な安全確認を徹底する。
- ・保健調査票や健康診断の結果、保護者からの情報提供等により、生徒の健康状態を事前に把握する。
- ・生徒の活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。

8 活動計画及び活動実績の作成と報告

(1) 年間活動計画・月間活動計画及び活動実績等の作成

- ・校長は、学校設置者の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定・公表するとともに、その運用を徹底する。
- ・部活動顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

(2) 活動実績の報告

- ・校長は、設置する部活動の活動日数・活動時間等について月ごとに集計し、柏崎市教育委員会に報告する。
- ・柏崎市教育委員会は、各校の報告に基づき指導・助言を行う。

9 今後の取組の方針

- ・引き続き「部活動検討委員会」を機能させ、取組状況の確認や課題の整理等を行いながら、評価・改善を行っていきます。
- ・国や県の動向を注視しながら、柏崎刈羽中学体育連盟や競技団体等と連携し部活動の在り方について検討していきます。
- ・部活動指導者研修会を実施する等、部活動の適正化に向けた情報提供を行う場を設定します。